

本県における「第8波」への対応等について

「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の
期間延長（2/13まで）

- ▽ 感染者数・病床利用率ともに**高止まりの状況が続いている**ほか、**保健医療の負荷の状況も依然高い状況**が続いていることから「**みやぎ医療ひっ迫危機宣言**」を**延長**する（延長期間：**1月17日～2月13日**）
→ **保健医療の負荷軽減**と**感染抑制**のための県民等への要請は内容を変更せず継続する。

取組中のオミクロン株対策



- ① ワクチンの早期接種
- ② 教育・保育現場での感染対策徹底
- ③ 高齢者・障害者施設での感染抑止・事業継続



- ④ テレワーク・時差出勤等の更なる推進

感染拡大による社会経済活動への影響

- ① 感染・濃厚接触による**欠勤者**の多数発生
- ② 「**濃厚接触者ではない接触者**」の多数発生

人との接触機会・人流の増加

- ① **旅行等**（全国的な旅行支援）
- ② **季節行事**（新年会を含む）への参加

「宣言」中の主な県民等への要請内容（11/30-2/13）※継続

医療体制 機能維持

- ✓ 検査キットによる**自己検査**の実施（発生届対象外）
- ✓ **救急外来・救急車**の適切な利用

感染拡大 防止措置

- ✓ **基本的感染対策**の再徹底（特に**旅行等**、会食を含む**季節行事**等での徹底）
- ✓ **ワクチン**の早期接種
- ✓ **旅行等**の行動の「節目」において**検査**を受けること
- ✓ **体調がすぐれない**場合の外出等自粛
- ✓ 習い事、友人との集まり等での対策

業務継続 体制確保

- ✓ **多数の欠勤者を前提**とした勤務体制の確保
- ✓ 「**濃厚接触者ではない接触者**」の適切な対応（**出勤停止を要請しない**）
- ✓ 一時的に業務が実施できない場合の備え

県民への要請内容【県内全域】

11月30日～2月13日(現行の対策を継続)

【医療体制機能の維持】

- 発生届の対象とならない方は、検査キットによる自己検査を行うほか、陽性者サポートセンターを利用すること
- 医療機関への過度な負担を軽減させるため、救急外来及び救急車の利用は適切に行うこと

【感染拡大防止措置】

- 効果的な換気、不織布マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、県民一人ひとりが基本的な感染対策を徹底すること
- 近距離での会話など、場面に応じてマスクを正しく着用すること
- 感染に備えて、市販薬や抗原定性検査キット、食品、日用品などを準備しておくこと
- 普段から体調管理に努めるとともに、体調がすぐれない場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えること
- 感染リスクの高い場所への外出など、感染拡大につながる行動を控えること
- 習い事・学習塾、友人との集まり等での感染に特に気を付けること
- できるかぎり早期にオミクロン株対応ワクチンの接種を受けること
- 保護者は、生後6か月～4歳の乳幼児、5～11歳の小児のワクチン接種について検討すること
- 飲食店を利用する際は、認証店※などの適切な感染対策を講じている店舗等を利用し、店の求める感染防止対策に協力すること
- 会食・食事の際は、長時間・大声を避け、会話の際のマスク着用を徹底するなど、「うつさない」「うつらない」行動の徹底に努めること
- 旅行等、都道府県をまたぐ移動、大規模なイベントへの参加時などには、基本的な感染対策を徹底するとともに、移動先の都道府県やイベント主催者が要請する感染対策を遵守すること
- 感染者との接触があった場合は早期に検査を行うこと。帰省等で高齢者や基礎疾患を有する方と接する場合には事前の検査を行うこと。高齢者施設等を利用されている方は、一時帰宅時等の節目での検査を行うこと。

※「選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店